二　令和五年一月四日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　令和五年一月四日から令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）までに新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和五年一月三日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ハ　令和九年九月一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

ニ　（略）

三　令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

38

次の各号に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第五号、第百十八条第一項第三号ロ及び第三項第二号ロ並びに第百九十六条第三項第一号ロの規定にかかわらず、協定規則第五十一号第三改訂版補足第七改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

ハ　（略）

三　令和十年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

二　令和五年一月四日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　令和五年一月四日から令和八年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和九年十月七日）までに指定を受けた型式指定自動車であって、令和五年一月三日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ハ　令和八年十月八日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和九年十月八日）以降に指定を受けた型式指定自動車であって、令和八年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和九年十月七日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

ニ　（略）

三　令和八年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和九年十月七日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

38

次の各号に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第五号、第百十八条第一項第三号ロ及び第三項第二号ロ及び第百九十六条第三項第一号ロの規定にかかわらず、協定規則第五十一号第三改訂版補足第七改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

一　令和十年九月二十四日以前に製作された自動車

二　令和十年九月二十五日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和十年九月二十四日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月二十五日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年九月二十四日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

ハ　（略）

三　令和十年九月二十四日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの